

児童手当の現況届は6月中に手続きを!!

現況届は、現在児童手当を受けている方の所得状況や児童の養育状況等を確認し、引き続き手当を受けられるかを確認する大切な届出です。

ただし、平成31年4月以降児童が15歳以上（高校生相当）となる場合、手続きは不要です。

手続き期間 6月3日（月）～6月28日（金）
（土・日を除く）

受付時間（午前） 8：30～12：00
（午後） 13：00～17：00

受付場所 福祉健康課 地域福祉係

※現況届の提出がない場合、6月以降の手当
てが受けられませんのでご注意ください。

お問い合わせ：福祉健康課 地域福祉係 ☎966-1207

平成31年4月から『産前産後期間』の国民年金保険料が免除となりました!

❁ 免除期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下 産前産後期間といいます）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産を言います。（死産、流産、早産された方を含みます）

❁ 対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

❁ 届出期間

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、届出ください。

※出産後でも申請可能です。

❁ 持参するもの

- ・マイナンバー又は基礎年金番号のわかるもの
- ・出産予定日や出産が分かるもの（母子手帳等）
- ・本人が申請できない場合は、委任状や印鑑も必要となります。

お問い合わせ・届出

- ・名護年金事務所 ☎0980-52-2522
- ・村役場 村民課 年金係 ☎966-1205

みなさんひとり一人の納税が恩納村を支えています。

村・県民税 第1期の納期限は7月1日(月)です

村・県民税は全国のコンビニ及びゆうちょ銀行で納付できます。

※便利な口座振替も
おすすめです!!

※ただし下記の場合は、コンビニエンスストアでは納めることができませんのでご注意ください!

- 納付期限が過ぎたもの
- バーコード表示がないもの又は読み取りできないもの
- 金額が30万円を超えるもの
- 金額を訂正したもの

ゆうちょ銀行以外の恩納村指定金融機関の口座振替払届出書が納税通知書についています。記入後、税務課又は村指定金融機関にお持ちください。

※今後とも納付期限内の納付へのご協力をお願いします。

お問い合わせ：税務課 ☎966-1206